

寄附金等を主な収入源とするNPO法人の 皆様へ（持続化給付金）

- ◆ 今般、持続化給付金の申請時の「売上」の算定に際し、
寄附金等を主な収入源とするNPO法人は、
寄附金等を含めて算定できるようになります。
- ◆ 該当法人は、新設する事前確認事務センター（仮称）に
事前確認を受けた後、持続化給付金事務局に申請をしていただきます。

事前確認の対象となるNPO法人

- ◆ 事前確認の対象となるNPO法人は、以下の要件を全て満たすNPO法人です。

- (1) 前事業年度の寄附金等（受取寄附金、会費収入、受取助成金・補助金の合計）が経常収益の5割以上である法人
- (2) 2020年1月以降の任意の月（対象月）で寄附金等と事業収益の合計額が前年同月比で5割以上減少した法人
- (3) 対象月で事業費支出が前年比で減少するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けた法人
- (4) 特定非営利活動に係る事業につき、前年度の活動実績がある法人

（注）2020年1月から3月に認証された法人は、認証後の活動実績等

※詳細については、決まり次第、内閣府NPOホームページ等でご連絡します。